広報 メルヘンの里 新庄

No. 459

the most beautiful villages in japan

■人口動態■
令和2年4月30日現在
（）内は先月比
男 …… 427人（±0）
女 …… 486人（+3）
計 …… 913人（+3）
世帯数 … 388戸（+3）

・令和2年5月20日発行　・〒717-0201　岡山県真庭郡新庄村役場総務企画課 ☎（0867）56－2626　FAX56-2629　・㈱高下印刷印行
・新庄村のホームページ　http://www.vill.shinjo.okayama.jp/

立ち上がろう　みんな主役のむらおこし

＝主な記事＝

新型コロナウイルス感染症について・2面
令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金のご案内・4面
職員給与・定員管理・・・・・・・・・・・・・・5面
新庄村善行章授与式・・・・・・・・・・・・・・8面
お知らせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9面
地域おこし協力隊活動報告・・・・12面
社協だより・・・・・・・・・・・・・・・・・・13面
学校だより・・・・・・・・・・・・・・・・・・14面

新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症に関する村長メッセージ

新庄村長　小倉博俊

まずは今日までの新型コロナウイルス感染症予防のための自粛要請へのご協力に心から御礼申し上げます。

さて、皆様ご存じのとおり、緊急事態宣言の対象地域が4月16日から全国に拡大し、5月4日には期間が延長されましたが、岡山県を含む39県は解除されることになりました。

こうした措置から、全国的には新規の感染者数が減少傾向にありますが、しかし未だ、治療薬やワクチンは全世界で開発途中であるため、これまでと同様に今後も引き続き感染症予防に取り組んでいく必要があります。

そこで、村民皆様の「命」と「健康」、そして「生活」を守るために、広報誌の誌面をお借りして、2点のお願いを申し上げます。

まずは、これまでと同様に「感染を避けるための行動」を心がけてください。

密閉、密集、密接の三つの密を避け、マスクの日常的な着用やこまめな手洗い・うがいの実施をお願い致します。

新型コロナウイルス感染症の予防のためには、ウイルスの脂肪の膜を壊して感染力を失わせる効果のあるアルコールの使用が有効であるとされています。村内各世帯に配付のアルコールを適宜ご利用頂ければ幸いです。

また、感染者が発生した地域や県外への不要な外出については引き続き控えてください。

今後も村内にウイルスを入れない取り組み及び村民の感染を防ぐ取り組みに全力を注いでまいります。

村内の各種施設の使用については、極端な自粛解除は当面行わない予定です。県内及び全国的な感染状況を十分に見極めながら判断してまいります。

次に、「どれだけ予防していたとしても自らが感染する可能性はゼロではない」という危機意識をお互いに持ちましょう。

感染症はどれだけ注意しても かかる可能性があります。村内で感染者が万が一出た場合には、「全力でその方をお守りしていきましょう」。

現在、他の市町村では、感染者の方、さらにはその家族の方に対する差別・誹謗中傷・攻撃といった、人間としてあってはならない事例及び犯罪行為の発生が報告されています。

憎むべきはウイルスであり、誰がいつ、どこで感染するか分からない中、お互いが傷つけあっても意味はありません。困難な時ほど、強い不安を感じる時ほど、人として何一つ恥じることのない、責任と誇りを持った言動を行ってまいりましょう。

チラシ・告知放送・文字放送・ホームページ等を通じて感染症に関する情報を村民の皆様にお知らせしてきましたが、様々な方法で今後も定期的・継続的に情報提供を行ってまいります。

また、村内に感染された方が出た場合、保健所をはじめとした各種機関と連携し、本人及びご家族への支援に全力で取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症への対応は長期間になることが予想されます。今後も何卒ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症を乗り切りましょう

普段と同じような暮らしが送れない日々が続いています。不安な気持ちを抱えやすい今、自分の心と体の調子を振り返ってみましょう。

【健康的な生活を心がける】

バランスの良い食事をとり、十分な睡眠時間を確保しましょう。散歩や農作業で体を動かすこともおすすめです。

【ニュースから離れる時間を作る】

情報過多は、必要以上に不安や心配な気持ちを引き起こします。ニュースは見る時間を決め、不安や興奮を抑えましょう。

【安心できる相手とつながる】

意見や感情を言葉にして共有することは大切です。電話をうまく利用しましょう。

普段と変わらず続けられることはありますか？今できることで気分転換し、心と体を大切にするよう心がけましょう。

（住民福祉課　有吉）

特別定額給付金 申請受付のご案内

国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に伴う家計への支援として、住民の方お一人につき一律10万円を支給する「特別定額給付金」の申請受付を行っています。申請書は、4月27日時点で村の住民基本台帳に登録されている世帯主の方に対し、役場から5月1日（金）に郵送しておりますので、早めの申請をお願いします。

申請に必要な書類

①郵送でお送りした申請書
②申請者ご本人を確認できる書類の写し（運転免許証、健康保険証等のコピー）
③給付金の振込先がわかる口座確認書類の写し（通帳等のコピー）

なお、②・③の書類作成にあたっては、役場にお越しいただければ、コピー機をご利用いただけます。

申請受付期間

令和2年5月2日（土）
～令和2年7月31日（金）

申請方法

・返信用封筒での提出
・役場窓口での提出

※土曜日、日曜日及び祝日における窓口での申請受付は、5月10日（日）をもって終了しました。

申請についての詳細は、申請書と同封でお送りした案内文に記載しておりますので、ご確認ください。

その他、ご不明な点がございましたら、役場総務企画課へお問い合わせください。

（総務企画課　中山）

移動図書館スタート

新庄版〝移動図書館〟始めました。公民館では4月27日（日）から、村内巡回バス「しんじょうくん」に図書室の所蔵本を積み、貸し出す取り組みを始めました。

料理や園芸、裁縫など趣味の雑誌をはじめ、推理・時代小説、エッセー、詩集まで、多彩に積み込んでいます。備え付けの用紙に名前を記入していただくだけで貸し出し可能です。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、不要不急の外出自粛が求められています。この機会に是非ご自宅でじっくりと読書を楽しみ、心に栄養を補給してはいかがでしょうか。

（教育委員会　小泉）

ご寄付頂きました

株式会社アサノ（代表取締役浅野敏美氏）からマスク千枚のご寄付を頂きました。

このマスクは新型コロナウイルス感染症予防に細心の注意を図って運営を行っている新庄村社会福祉協議会で活用させて頂きます。

厚く御礼申し上げます。

（総務企画課　石藤）

令和２年度子育て世帯への臨時特別給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します！

はじめに・・・申請は必要ですか？

今回、支給を受けるにあたって、改めて申請は不要です。

１．だれがもらえるの？（支給対象者）

令和２年４月分（３月分を含む）の児童手当を受給している方です。

※所得制限超過により、特例給付として児童一人につき5,000円の支給を受けている受給者は支給対象外となります。

２．うちの子は、対象になるの？（対象児童）

児童手当の令和２年４月分の対象となる児童です。

※ただし、同年３月分の児童手当の対象となっている児童であれば、４月から新高校１年生となっている場合等も対象となります。

３．いくらもらえるの？（給付額）

対象児童1人につき、１万円です。

４．いつもらえるの？（支給時期）

対象の方には、6月の児童手当支給日に支給します。

５．どんなかたちでもらえるの？（支給方法）

令和２年４月分（３月分を含む）の児童手当（本則給付）を受給している口座に振り込みます。

【ご注意ください】

※児童手当の支給に当たって指定していた口座等を解約等しており、給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合は、児童手当の振込指定口座の変更手続等をお願いします。

※上記につきましては、指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、子育て世帯への臨時特別給付金が支給されませんので、令和２年12月末までに必ずご対応をお願いします。

※当該口座の変更等に支障がある場合には、新庄村役場までお問い合わせください。

新庄村役場　住民福祉課　古南　0867-56-2646

○○○○○ 新庄村の給与・定員管理等について ○○○○○

❶ 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口（31年1月1日）	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B／A	（参考）29年度の人件費率
30年度	929 人	2,200,090 千円	122,700 千円	255,938 千円	11.6 %	9.9 %

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				（参考）一人当たり給与費 B／A	（参考）類似団体平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
30年度	33 人	79,667 千円	20,908 千円	30,273 千円	141,545 千円	4,289 千円	5,429 千円

（注） 1　職員手当には退職手当を含まない。
2　職員数は、30年4月1日現在の人数である。
3　給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況

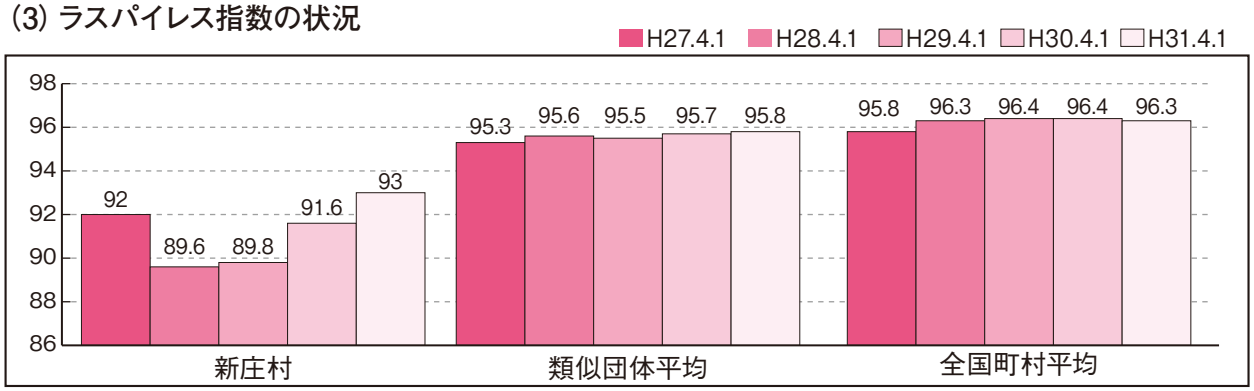

（注） 1　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4)　給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2％の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日
（内容）　一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2.0%引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施した。

②その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

❷ 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（31年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
新庄村	35.1 歳	254,300 円	286,641 円	266,080 円
岡山県	43.5 歳	335,665 円	418,225 円	366,351 円
国	43.4 歳	329,433 円	—	411,123 円
類似団体	42.1 歳	314,695 円	368,118 円	339,416 円

(2) 職員の初任給の状況（31年4月1日現在）

区分		新　庄　村	岡　山　県	国
一般行政職	大 学 卒	180,700 円	193,100 円	180,700 円
	高 校 卒	148,600 円	156,200 円	148,600 円
技能労務職	高 校 卒	134,200 円	—	—
	中 学 卒	130,400 円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（31年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	294,400円	—	—	—
	高 校 卒	—	328,900 円	—	—
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	—
	中 学 卒	—	—	—	—

❸ 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（31年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	定型的な業務を行う主事、保育士、保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士、主事補の職務	9人	29.0%	144,100円	247,600円
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事、保育士、保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士の職務	6人	19.4%	194,000円	304,200円
3級	係長又は主任の職務	11人	35.5%	230,000円	350,000円
4級	課長補佐、主幹の職務	1人	3.2%	263,000円	381,000円
5級	課長、会計管理者、保育所長、課長補佐の職務	4人	12.9%	288,900円	393,000円
6級	課長、会計管理者、保育所長の職務	人		319,200円	410,200円

（注）1　新庄村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
　　2　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

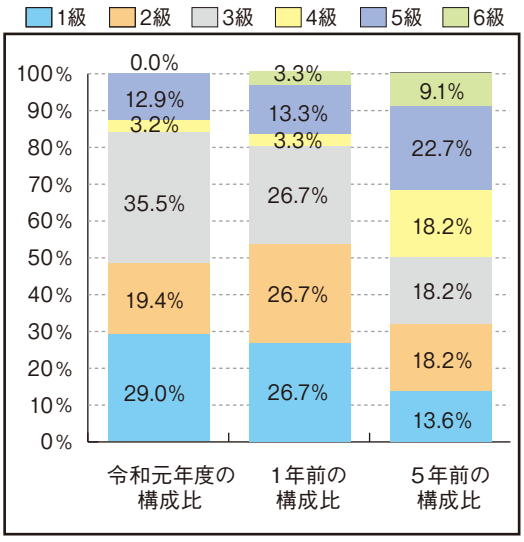

（注）平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

❹ 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

新　庄　村	岡　山　県	国
1人当たり平均支給額（30年度） 1，132千円	1人当たり平均支給額(30年度) 1，748千円	—
（30年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.60月分　1.85月分 （　—　）月分　（　—　）月分	（30年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.60 月分　1.85月分 (1.45)月分　(0.90)月分	（30年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.60 月分　1.85 月分 (1.45)月分　(0.90)月分

（注）（　　）内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2)退職手当(31年4月1日現在)

新庄村	勤続20年	勤続25年	勤続35年	最高限度額
自己都合	19.6695月分	28.0395月分	39.7575月分	47.709月分
応募認定・定年	24.586875月分	33.27075月分	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置	(割増率2～45%)	1人当たり平均支給額	17,420千円

国	勤続20年	勤続25年	勤続35年	最高限度額
自己都合	19.6695月分	28.0395月分	39.7575月分	47.709月分
応募認定・定年	24.586875月分	33.27075月分	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置	(割増率2～45%)		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、30年度に退職した職員に支給された平均額である

(3)その他の手当(31年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価
扶養手当	扶養親族のある職員に支給(支給月額)配偶者6,500円、扶養親族たる子10,000円、父母等6,500円、扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算
住居手当	月額12,000円を超える家賃を払っている場合、家賃の月額により支給限度額27,000円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員に支給(支給月額)交通機関等の利用者1カ月の運賃相当額支給限度額55,000円、自動車等の交通用具使用者は通勤距離区分より支給2,000円～31,600円
管理職手当	管理・監督の地位にある職員に支給給料月額の5%
宿日直手当	1回4,200円

⑤ 特別職の報酬等の状況(31年4月1日現在)

区分		給料月額等			
		新庄村		(参考)類似団体における最高／最低額	
給料	村長	630,000円	(630,000円)	827,000円	498,000円
	副村長	550,000円	(550,000円)	667,000円	457,000円
報酬	議長	260,000円	(260,000円)	316,000円	186,300円
	副議長	210,000円	(210,000円)	265,000円	129,600円
	議員	190,000円	(190,000円)	257,000円	109,000円
期末手当	村長	(30年度支給割合) 4.10月分			
	副村長				
	議長	(30年度支給割合) 3.45月分			
	副議長				
	議員				
退職手当	村長	(算定方式) 給料月額×500/100×在職年数		(1期の手当額) 12,600,000円	(支給時期) 任期ごと
	副村長	給料月額×300/100×在職年数		6,600,000円	任期ごと

(注)1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

⑥ 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

区分 / 部門		普通会計部門												公営企業会業計等部門				合計	
		一般行政部門									教育部門	消防部門	小計	病院	水道	その他	小計		
		議会	総務	税務	農林水産	商工	土木	民生	衛生	計									
職員数	平成30年	1人	8人	1人	2人	1人	2人	10人	3人	28人	4人	−	32人	4人	1人	2人	7人	39人	[49人]
	令和元年	1人	9人	1人	3人	2人	2人	7人	4人	29人	4人	−	33人	3人	1人	3人	7人	40人	[49人]
対前年増減数			1人		1人	1人		△3人	1人	1人		−	1人	△1人		1人		1人	[ ]

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。 2 [ ]内は、条例定数の合計である。

新庄村善行章授与式

新庄村では、新庄村表彰審議会の答申に基づき議会の同意を得て、4月16日（木）、岡山市在住の浅野敏美氏に新庄村善行章を授与しました。

（総務企画課　辻）

水道給水車の譲渡について

岡山市水道局より水道給水車を譲渡していただきました。

当局とは、これまで協同で水源造林事業を行っており、川上と川下の連携を図っています。

今後、災害等が発生した際の緊急事態に備える予定です。

（産業建設課　石原）

令和元年度じげおこし事業の取り組みをお知らせします

地区名	事業内容	地区名	事業内容
野土路	大山咋神社、伊勢の宮神社の春祭・秋祭、緑と花いっぱい運動、愛宕祭り、地区親睦・研修旅行（出雲大社他松江市内）	幸町	地区花見、夏祈祷、緑と花いっぱい事業、公民館清掃、新庄川・戸島川清掃、公民館屋根の清掃とペンキ塗り
高下	緑と花いっぱい運動、宇賀神社清掃	上町	美しいメルヘンの里づくり、花見会、緑と花いっぱい事業、夏祈祷、河川草刈り・草焼き、地区意見交換会
中谷	黒観音堂清掃作業、公民館周辺清掃作業、中谷秋祭り（荒神、山神、若宮、愛宕山）	本町	緑と花いっぱい事業、河川草刈り、秋の大宴会、地区内イルミネーション、とんどさん、町並み小川清掃
浦手	山の神水路土砂上げ・草刈り作業、夏祈祷、春祈祷、意見交換会及び親睦会	中町	地区内清掃活動
梨瀬	美しい村づくり清掃活動、薬師堂夏祈祷、公民館・河川敷清掃、笠抜水路清掃、御鴨神社春祈祷、初寄合	東町	スポーツチャレンジデー、地区懇親会、愛宕山参道・水源地草刈り清掃
大原	梅林手入れ、愛宕祭り・秋季荒神祭り、新年お日待ち、春季荒神祭り	西町	水路清掃、運動会慰労、桜通り清掃
滝の尻	公民館周辺・河川清掃、愛宕宮祭り、山の神清掃、早朝ウォーキング、親睦会	旭町	河川草刈り、地区内水路清掃
田浪	毛無山祭り、綱打ち、観音堂祭り、田浪神社春祭り	茅見	隼鷹祭り、荒神・山の神祭り及び周辺清掃
二ツ橋	愛宕山祭、中山線もみじ下草刈り、公民館・御堂周辺草刈り、山の神秋・春祭	大所	大所橋周辺草刈り・清掃、地区寄合、意見交換会
戸島	地区内清掃活動、公民館周辺環境美化作業、地区懇親会	田中住宅	住宅内草刈り、庭木の剪定、美しいメルヘンの里づくり
田井	田井川清掃、石仏様草取り清掃、龍王神社周辺の草刈り、龍王神社祭り、桜の植栽	カケ住宅	住宅周辺の草刈り、クリーン作戦、運動会慰労
田中	新庄神社清掃・夏祈祷、諏訪神社・八幡荒神社清掃・秋祭り・初祈祷	がいせん桜団地	美しいメルヘンの里づくり、運動会慰労、花壇整備
鍛冶屋	地区内川清掃、納涼祭、山の神祭り、道なおし		

お知らせ

《戸籍の動き》

令和2年4月受付分

出生届　おめでとうございます。

＊令和2年3月27日
清川　結陽（裕矢・有紀）

「戸籍の動き」への掲載希望について、遠慮なく住民福祉課までご連絡ください。

（住民福祉課　古南）

年金相談

6月の年金相談日をお知らせします。

日　時
6月11日（木）10時～12時
13時～15時
6月25日（木）10時～12時
13時～15時

場　所
真庭市役所久世本庁舎

予約先
津山事務所 お客様相談室
0868・31・2360
＊自動音声案内が始まりましたら①番を押し、次に②番を押してください。

※相談内容を把握するため、前日までに必ず予約をお願いします。

※年金番号がわかるものと、本人確認ができる免許証、保険証などを持参してください。また、代理の場合は委任状が必要です。

※新型コロナウイルス感染拡大の状況により、中止することもあります。ご理解の程よろしくお願いいたします。

（住民福祉課　古南）

３月期の交通事故発生状況

区　分		村内 3月期	村内 本年の累計		真庭市内 3月期	真庭市内 本年の累計	
事故	件　数	0	0	件	4	10	件
	死　者	0	0	人	0	0	人
	重　傷	0	0	人	0	2	人
	軽　傷	0	0	人	4	8	人

（総務企画課　中川）

健康まつりのお知らせ

今年度の健康まつりは、がん検診（肺・胃・大腸）のみ行います。３会場で行いますので、なるべくお住まいの地区の指定の会場で受けていただきますようお願いします。

〈日にち〉
6月9日（火）

※健康まつりの詳細や、その他の検診につきましては、後日配布のチラシをご覧ください。

（住民福祉課　谷川）

時　間	場　所	受診対象地区	検診内容	対象者
８：００～８：３０	野土路旧山の駅	野土路、高下、中谷	肺がん検診、胃がん検診、大腸がん検診	40歳以上の方
９：００～１０：１５	六角堂横の格納庫	戸島、大所、茅見、がいせん桜団地、町地区	〃	
１０：４５～１２：００	ふれあいセンター駐車場	大原、滝の尻、田浪、二ツ橋、鍛冶屋、浦手、梨瀬、田中、田井、鍛冶屋	〃	

一戸建て住宅の耐震診断に補助金が出ます

新庄村では、地震に対する建築物の安全性の向上を図るため、民間木造住宅の耐震診断等に要する経費の一部を補助します。

○補助対象住宅

次に掲げる要件の全てに該当する住宅

① 村内にある民間住宅
② 昭和５６年５月３１日以前に着工された一戸建て住宅
③ 構造が次に掲げる工法以外の木造であるもの
・丸太組工法
・建築基準法第３８条の規定に基づく認定工法
④ ２階建て以下のもの

○補助金額

診断法		経費	補助金額等
簡易診断法		４２,０００円	４０,０００円
一般診断法	面積２００㎡以内	７１,２００円	６０,０００円
	面積２００㎡以上	１００㎡ごと９,１００円加算	１００㎡ごと８,０００円加算

※経費の上限は、136,000円。補助金は、補助対象経費の3分の2以内。90,000円を上限とする。

○申請方法

・**申請場所**　新庄村役場産業建設課　　・**提出書類**　補助金交付申請書等
・**予定戸数**　２戸

提出書類等の詳細につきましては役場産業建設課までお問い合わせください。℡56-2628
（産業建設課　前原）

命と財産を守る住宅用火災警報器を点検しましょう　真庭市消防本部

総務省消防庁の統計によると住宅用火災警報器を設置した場合は設置してない場合に比べて、住宅火災の死者の発生はおおむね5分の3に、損害はおおむね半分に減少するとの結果が出ています。

①住宅用火災警報器が作動するか確認しましょう。

みなさんのお宅に設置してある住宅用火災警報器は正しく作動しますか?点検ボタンまたはひもで、日常的に作動確認をしましょう。

②設置から10年経過したもの、作動しないものは買い替えましょう。

10年経過すると住宅用火災警報器自体が古くなります。また作動しない場合も電池の交換はせず、新しい住宅用火災警報器を設置しましょう。

6月は「おかやまマイバッグキャンペーン」

岡山県では、家庭ごみを少しでも減らすため、スーパーやドラッグストア、ホームセンターなどの店舗、消費者・環境団体や市町村と協力して、6月に「おかやまマイバッグキャンペーン」を実施します。

このキャンペーンは、買い物にはマイバッグを持参し、レジ袋をもらわない「マイバッグ運動」を推進するもので、期間は6月の1か月です。

また、7月からすべての小売店でレジ袋が有料になります。このキャンペーンを機に、「マイバッグ運動」に御協力ください。

制度解説 介護保険について

介護サービスを受けたい時

どんな介護サービスを利用したいのか、決まっている人もそうでない人も、まずは社会福祉協議会内地域包括支援センターや、役場住民福祉課にご相談ください。状況に応じて適宜サービスをご紹介致します。

介護保険サービスを利用される場合は、相談窓口で介護認定申請手続きを行っていただくことになります。

介護申請から認定までの流れ

①介護認定の申請をします。

サービスが必要かどうか、どの程度必要かを決める手続きです。

②認定調査が行われます。

役場から派遣する調査員が訪問し、ご本人やご家族のお話を聞きながら心身の状態などを確認します。同時に主治医に意見書を作成してもらいます。

③審査・判定をします。

認定審査内容と主治医意見書をもとに、どのくらいの介護が必要かという要介護状態区分を判定します。

④認定結果が通知されます。

要支援1・2、要介護1～5、非該当の区分に認定されます。認定結果通知と保険証が届きますので、内容を確認しましょう。（ご本人に通知されるまで申請から1ヶ月程度かかります。）

認定結果に基づき、ご本人の状態に応じたケアプランを作成します。

サービスを利用することによりご本人の状態が改善されるよう、自立支援を目指したケアプランを作成し、サービス内容やサービス量を決めます。ケアプランは自己作成できますが、一般的にはケアマネージャーに依頼します。

（住民福祉課　渡辺）

お元気ですか？

新型コロナウイルスの影響による外出自粛のため、皆様も日々ストレスが溜まってきていませんか？今回は、健康を害するものと闘う力の免疫力についてお話させていただきたいと思います。私達の健康を守るために免疫力は大切です。

免疫力が低いと、風邪を引きやすくなる・疲れやすくなる・アレルギーを引き起こすなど、体に様々な支障が出てきます。免疫力が低いと、ウイルスが侵入しやすくなっているためです。

【腸内環境を良好に保つ】

食べ物を消化・吸収し、排出するのは腸です。身体全体の免疫力の実に60～70％は腸にあると言われています。腸内環境を良好に保つことこそ、免疫力の低下を防ぐ最大のポイントです。

①腸内細菌のバランスを整える

ヨーグルト・漬け物・味噌といった発酵食品（乳酸菌）、食物繊維、オリゴ糖

これらは免疫を担当する細胞のバランスを改善すると考えられています。

②腸の粘膜を修復する

食物繊維をエサとして増える酪酸菌は腸の粘膜を修復し、免疫力を高めてくれます。

酪酸菌を含んでいる食品で有名なのは、「ぬか漬け」です。

③腸の炎症を抑える

トマト・りんご・お茶などに含まれるポリフェノール類、サバやイワシなどの青魚に多く含まれるＥＰＡなどの不飽和脂肪酸。これらは腸の炎症を抑えるため、免疫力に大きくかかわってきます。

【免疫細胞自体を強くする】

たんぱく質、ビタミンA、ビタミンE、ミネラル類。これらは免疫細胞自体を強くする栄養素ですが、これら栄養素を含む食材ばかりを用いた偏った食事よりも、多くの食材を組み合わせたバランスの良い食事の方が、免疫力を高めます。食事を楽しみ、適度な運動を心掛けて免疫をアップしながら、丈夫な体づくりを心がけたいですね。

（住民福祉課　山口）

4月広報誌の訂正について

①愛育委員さんのお名前に誤字がありました。「髙村昌子」さんとなっておりましたが、正しくは「髙村晶子」さんです。お詫びして訂正いたします。

（住民福祉課　谷川）

②令和2年度人事異動の記事のうち、住民福祉課（福祉事務所）、保育所及び教育委員会に誤りがありましたので、訂正いたします。

訂正後

住民福祉課（福祉事務所）

課長（兼務）	吉司　厚
係長	大野井　恵香子
係長	藤渡邊　教清美
主任	竹本畑　桃佳那
主事	小古南吉　美実子真
保健師	有谷川　祐明子
保健師	山口　理恵
栄養士	御船　雄基
会計年度任用職員（一般事務）	岩本　美空
会計年度任用職員（一般事務）	
会計年度任用職員（一般事務）	北畑

保　育　所

所長（兼務）	大野　厚吉
係長	山田　佳子
保育士	島田真里奈
保育士	瀬藤　葵
調理員	長尾ゆかり
会計年度任用職員（保育士）	磯上　智美
会計年度任用職員（保育士）	持徳佳代子

教　育　委　員　会

課長	高岡　秀行
主事	小泉　潮
指導主事	行安　克昌
会計年度任用職員（一般事務）	多久間美保
会計年度任用職員（一般事務）	中島　善子
【学校関係】	
会計年度任用職員（業務員）	増本美穂子
会計年度任用職員（調理員）	近藤　佳奈
会計年度任用職員（業務員）	吉澤　春美

（総務企画課　中山）

村協力隊の日頃の活動をお伝えします！　2020年5月

新庄村
地域おこし協力隊
今月の活動報告

林業
栃澤（とちざわ） まどか

コロナ感染拡大防止対策の影響で、じっくり準備が必要な事や自分に向き合う事に時間が割ける期間でした。対面で行なう行事はオンラインに変え、収録の機会が増えました。

観光（宿泊）
沖津（おきつ） 美邑（みゆ）

営業自粛前に予約いただいた方のみの営業をしています。今後は村内向けにテイクアウト商品を出していこうと計画中です。空き時間にすみれのシロップを作ったりしています。

観光（観光資源活用）
井上（いのうえ） 達也（たつや）

村内にある資源の現地調査や整備作業をしました。その中で改めて村の資源の豊富さを感じました。まだ知らない事が多いので木挽家に来て色々教えていただけると嬉しいです！

社協だより　理想の福祉を目指して

老人クラブ連合会の活動

令和2年度を迎え、例年では事業計画案及び新年度予算案を総会にてご承認頂くところですが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、特例として総会を中止させて頂いております。

バランスの取れた食事摂取と十分な睡眠は感染しにくい体を作ります。適度な運動にも取り組みながら、クラブ員全員が揃って、健康に収束の日を迎えましょう。

4月の活動状況

2日　会計監査　（3名）
3日　第1回女性部会（7名）
17日　第1回役員会　（17名）

第1回役員会

平成31年度事業報告及び決算報告、令和2年度事業計画案及び予算案について協議し、承認されました。

尚、新年度事業は新型コロナウイルス感染症収束まで、新庄村老連事業実施の中止、他関係機関実施事業への不参加を決定しました。

令和2年度予定

現時点で実施日が決定している事業は左記のとおりです。

尚、新型コロナウイルス感染症感染拡大状況によっては中止となることもありますのでご了承下さい。

8月27日
高齢者地域リーダー研修会
（津山市）

9月23日
美作地区高齢者ゲートボール大会
（鏡野町）

9月23日
真庭地域老人クラブスポーツ大会（予備日9月29日）
（真庭市）

10月14日
岡山県総合社会福祉大会
（岡山市）

10月20日
中学生とグラウンド・ゴルフを楽しむ会

10月28日
美作地区親睦グラウンド・ゴルフ大会（予備日10月29日）
（奈義町）

デイサービスの活動紹介

今年も桜の季節が新庄村にもやってきました。今年は、新型ウイルス感染症の影響もあり、町でのお花見は実施できませんでしたが、公民館裏とふれあいセンター裏のしだれ桜を見に歩行練習を兼ねてお花見散歩に出かけました。利用者の方もお花見と聞けば足取りも軽くなり、いつも以上に歩いている方もおられました。

桜の花をみると、とても良い表情になり、記念撮影の時には、自然とまぶしい笑顔がみられました。散歩の後はデイサービスに戻り、さくら茶とお茶菓子で「キレイだったなぁ」「来年は町に花見に行けるといいなぁ」などと、話をしながら、楽しいひと時を過ごす事ができました。

今後も利用者様の健康の維持ができるよう、密にならないような少人数ずつでの活動等、引き続き新型コロナウイルス感染症の予防に努めながら、四季折々に合わせた行事などを計画し、利用者様に楽しんで頂けるように取り組んでいきたいと思います。

さくらの里の活動

毎年4月になると、桜の開花を今か今かと楽しみにしています。今年のお花見はふれあいセンターのしだれ桜の下で行いました。

満開の桜を眺めながら、さくら餅をいただきました。

お天気にも恵まれて利用者の皆様もとても喜ばれていました。

社協へのお問い合わせ
56−2001

小学校だより

「ふるさと新庄学」
ヒメノモチの学習スタート！

今年度も、宍戸誠さんの水田をお借りして、ヒメノモチづくりの体験活動を行います。

４月２７日（月）、全校児童で『肥まき（こやしまき）』をしました。

担当の先生からの説明を聞いた後、すぐにまく作業に入りました。準備してくださっていた大きな肥料の山をほぐしながら，田んぼの端まで広げていきます。高学年の子は低学年の子に丁寧に教えてあげていました。

はじめのうちは少し躊躇していた子もだんだん勢いよく山を崩していくようになりました。

化学肥料がほとんどになった現代では、牛などの『肥（こえ）』を実際に見たり、触ったりすることはとても少なくなりました。子どもたちにとって、（先生たちにとっても）とても貴重な経験となったと思います。

地域の皆様のご協力・ご支援に感謝いたします。

（新庄小学校　熊谷）

中学校だより

新入生を迎えて

４月１５日（水）に、新入生歓迎レクリエーションを行いました。毎年、新入生との親睦を深めることを目的に、スポーツを通じた交流を行っています。学級委員会が企画、運営を行い、今年は３学年合同でサッカー大会を開催しました。この日は、穏やかな天候に恵まれ、暑くもなく寒くもなく、気持ちよくプレーすることができました。

試合は、1･2･3年生の混合チームに、教員チームを加えた4チームの総当たり戦で行いました。各試合、実力が拮抗する熱い試合が展開されました。しかし、２･３年生は後輩に楽しんでもらうことも忘れず、パスを回したり、声を掛け合ったりしながらプレーをすることができました。1年生も積極的にボールに触れ、とても楽しそうな様子でした。

結果は、教員チームが、大人の底力を発揮して優勝しました。しかし、勝ち負けにかかわらず、みんな良い交流をすることができたのではないでしょうか。

（新庄中学校　河井）